

## 社会福祉法人・施設等の指導監査における指摘事例 〔適切な施設運営の確保〕

### ※法令等略語

#### 特養基準

- ・・・「特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 46 号）

#### 指定居宅基準

- ・・・「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 37 号）

#### 軽費基準

- ・・・「軽費老人ホーム設備及び運営に関する基準」（平成 20 年 5 月 9 日厚生労働省令第 107 号）

#### 児童最低基準

- ・・・「児童福祉施設最低基準」（昭和 23 年 12 月 29 日厚生労働省令第 63 号）

#### 保育指針

- ・・・「保育所保育指針」（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）

### ○ 労働者名簿を未作成、あるいは記載漏れがある。

(主な項目)

- ・労働者名簿を作成していない、又は一部記載漏れがある。
- ・退職者の労働者名簿に退職日・理由の記載がない。

根拠：労働基準法第 107 条第 1 項、同法施行規則第 53 条第 1 項

指導：内容を網羅し、作成又は修正し、整備保管をすること。なお退職日・理由は労働者名簿の記載事項のため、漏れなく記載し 3 年間保存すること。

### ○ 資格証の確認がとれない。

(主な項目)

- ・職員の資格証（写し）の保管がされていない。

根拠：児童最低基準、特養基準、指定居宅基準、軽費基準

指導：資格を要件とする職員については、適切に整備保管すること。

### ○ 職員の勤務体制（ローテーション表等）が整えられていない。

根拠：法人就業規則

指導：ローテーション表を作成することで、適切な人員配置に努めること。

## ○ 調理室（設備）の衛生管理が不十分である。

（主な項目）

- ・手洗い設備に石鹼・爪ブラシ・ペーパータオルの設置をしていない。
- ・出入口や窓が閉められておらず、埃やこん虫の進入を防げていない。
- ・高温多湿を避ける（湿度 80%以下、温度 25°C以下）ために行う調理室内の湿度・温度の測定を最も火を使う時間に行っておらず、湿度・温度の適切な調整が図られていない。
- ・保存食を決められた方法（-20°C以下で 2 週間以上）で保存していない。
- ・ねずみやこん虫の駆除を半年に 1 回以上実施していない。

根拠：「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成 20 年 7 月 7 日雇児総発第 0707001 号・社援基発第 0707001 号・障企発第 0707001 号・老計発第 0707001 号）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

指導：衛生管理チェックリスト等を作成し記録を残すことで確認を取り、管理を徹底すること。

## ○ 給食調理従事者・保育所調乳担当職員の衛生管理が不十分である。

（主な項目）

- ・月 1 回以上検便を実施（検査項目：赤痢菌・サルモネラ菌・O 157）していない。

根拠：「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成 20 年 7 月 7 日雇児総発第 0707001 号・社援基発第 0707001 号・障企発第 0707001 号・老計発第 0707001 号）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

指導：検便を実施し、食中毒の予防に努めること。

## ○ 貯湯槽の衛生管理が不十分である。

（主な項目）

- ・年 1 度の消毒・清掃を実施していない。

根拠：「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成 15 年 7 月 25 日社援基発第 0725001 号）添付の「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 264 号）

指導：レジオネラ症発生のリスク軽減のため、定期的に貯湯槽の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒をし、衛生管理に努めること。

## ○ 入浴設備の衛生管理が不十分である。

（主な項目）

- ・浴槽水の残留塩素濃度の測定を実施していない。
- ・浴槽水の残留塩素濃度が適切に保たれていない。
- ・浴槽水について 1 年に 1 回以上の水質検査を実施していない。

根拠：「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成 15 年 7 月 25 日社援基発第 0725001 号）添付の「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 264 号）

指導：

- ・通常 10につき 0.2 から 0.4mg.程度に保ち、最大で 1.0mg.を超えないようにし、その記録を残すことで自主管理を行うこと。
- ・浴槽水は 1 年に 1 回以上水質検査を実施し、レジオネラ属菌等に汚染されていないか確認し衛生管理に努めること。

## ○ 施設内設備などの安全管理状態が不十分である。

### (各施設共通)

- ・棚や靴箱・大型家電などに転倒防止策や落下防止策が講じられていない。
- ・階段の手すりなどにぐらつきがある。
- ・施設内で掲示物を留める際、落ちた場合に針が上に向くタイプの画鋲を使用している。

### (保育所の場合)

- ・遊具が破損している、またはねじに緩みが生じている。
- ・乳児室・保育室内で、落ちたら怪我をするような場所に物が置かれている。
- ・庭の木の枝先が子供目の高さあるなど植栽の管理が不十分である。

根拠：「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成 20 年 8 月 29 日  
雇児総発第 0829002 号・障障発第 0829001 号）

指導：・地震対策や事故防止の観点から速やかに改善措置を講じること。

- ・定期的に施設内の設備等を点検・確認し、記録を残すなど施設内の事故の防止に努めること。
- ・落ちた場合に針が上に向くタイプの画鋲については、テープ等で補強するなど落下防止策を講じるか、改良されている画鋲と交換するなどの対応をすること。

## ○ 事故発生時における対応が不十分である。

### (保育所の主な項目)

- ・具体的な処理手順が確立できていない。

根拠：保育指針第五章－2－（2）

指導：非常時の迅速かつ的確な行動を確保するため処理手順等を記載したマニュアル等を整備し、職員への周知徹底すること。

### (老人施設等の主な項目)

- ・記録簿の整備がされていない。

根拠：特養基準第 31 条、軽費基準第 33 条

指導：事故の状況及び事故に際して採った処置について記録することで事故の再発を防ぎ、職員の共通認識を行うこと。

## ○ くすりの管理が不十分である。

### (保育所の主な項目)

- ・保護者から預かった薬品を、園児の手の届く場所に保管しており、誤飲のおそれがある。

指導：安全確保の観点から、誤飲防止のため園児の手の届かない場所に保管すること。

### (老人施設の主な項目)

- ・各ユニットの冷蔵庫に座薬等が保管されている。

指導：誤飲を防ぐため、食品とは別の場所に保管すること。

## ○ 使用済みオムツの処理が不十分である。

### (保育所の主な項目)

- ・保育室に使用済のオムツが保管されている。

指導：園児の手に触れることがないよう、密封しトイレ等に置くこと。

○ 衛生用品の保管が不十分である。

(老人施設等の主な項目)

- ・トイレに衛生用品が保管されている。

指導：汚染区域に衛生用品を保管することは、飛まつ感染の恐れがあり衛生管理上好ましくないため適切な保管場所に移すこと。

○ 施設の用途変更などに伴う変更届を提出していない。

根拠：老人福祉法第15条の2第2項、同法施行規則第4条

社会福祉法第63条第1項、児童福祉法施行規則第37条第6項

指導：建物の規模及び構造並びに設備の概要や施設長など法令に定められた事項を変更する場合は規定に従い、速やかに変更届を提出すること。

○ 避難訓練及び消火訓練が消防法令に定める回数を実施していない。

根拠：消防法施行規則第3条第10項、同条第11項、消防施行令第4条3項

児童最低基準第6条第2項

「社会福祉施における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社援第10号)

指導：

- ・社会福祉施設においては消防訓練及び避難訓練を年2回実施し、入所施設の場合はうち1回は夜間を想定し実施すること。また、その実施記録を残し、不備等の確認すること。
- ・保育所等の児童福祉施設においては、消火訓練及び避難訓練を毎月実施とともに、実施記録を残し、不備等の確認すること。

○ 消防用機器・設備の点検が実施されていない。

根拠：消防法第17条の3の3、同法施行規則第31条の6

指導：機器点検について6か月ごと、総合点検は1年ごとに実施し、安全確保を図り不測の事態に備えること。

○ 防火管理者の選任がされず、消防計画書が所轄消防署に届出されていない。

根拠：消防法第8条第1項、同条第2項

消防法施行規則第3条、同法施行令第4条第3項

指導：政令で定める資格を有する者の中から防火管理者を選任し、消防計画の作成、通報・避難訓練等の実施や消防用設備の点検等を行って防火管理を図ること。なお、防火管理者と消防計画を定め、あるいは変更したときは、所轄消防長又は消防署長に届け出ること。